

法は、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国の年金改革で採られている手法である。この場合、高齢者の貧困や所得格差が拡大しないようにすることが同時に求められる。一方、アメリカでは経済成長の一つの条件であるマクロ的な貯蓄率が低いことに対応するため、賦課方式の公的年金に積立方式を加えこれを個人勘定として資産選択を可能にする改革案が議論されている。我が国でも、近年、マクロ的な貯蓄率の低下が顕著になり、公的年金の拠出の源泉となる現役世代の所得を維持し増加させるために求められる経済成長を考慮して、貯蓄率の低下に何らかの対応を図る必要性が指摘され始めている。我が国の貯蓄率の低下傾向を直視するならば、中長期的には、賦課方式を主な財政方式としながらも、積立方式の要素を部分的に公的年金に組み合わせることは検討対象となる。

2004年の年金改革において、将来的には保険料率が固定され、これによる拠出総額に見合うように年金給付の見直しを行うとともに、その給付水準が一定の基準を下回らないようにすることとなった。この改革は、ヨーロッパ諸国と共通する特徴を持つ年金改革である。ただし、年金給付水準が見直されるとしても、その水準を検討する観点として OECD が重視している点が、公的年金の所得再分配効果である。OECD(2005)の所得格差の国際比較研究では、OECD 諸国では、所得格差の拡大が 1990 年代後半以降も続いているが、高齢者の所得格差を縮小する上で、公的年金の役割は重要な役割を果たしていることが指摘されている。

このように、先進諸国の公的年金改革の動向と我が国の高齢者の生活実態とそれに影響する多様な要因を考慮すると、公的年金制度が再分配の役割を担うことは、持続可能な財政運営とともに重要な視点である。

しかし、わが国の年金制度については、社会保障の一体的見直しの中で年金一元化論を含め幅広く議論が行われている。この議論の中には様々な課題があるが、この章では、これらすべての課題が取り上げられた訳ではない。最後に、取り上げられなかったいくつかの課題について言及しておきたい。

まず、短時間労働者への適用の問題である。『平成 17 年版 高齢社会白書』では、高齢者の中では単身女性の平均所得は夫婦世帯一人あたりの所得よりも低いことが指摘されている¹²。このような女性の年金給付の水準は、現役時の男女間賃金格差やパートタイム労働で働く女性が多いことと離婚・死別など多様な要因が関連しており、とくにパートタイム労働に対する厚生年金適用の拡大は次期年金改正に向けた検討課題となっている。

また、欧米諸国では、1980 年代後半から高齢者の選択を尊重した伸縮的引退(flexible retirement)を認める年金給付の支給が試みられたが、1990 年代には少子高齢化と高齢者の早期引退とが相まって年金財政が悪化し、伸縮的引退に対する反省から、高齢者の就業促進が再認識されるようになった。しかし、高齢者の就業を実現するには、企業の労働需要と高齢者の就業意欲を高める必要がある。企業の労働需要を喚起するためには、企業収益を確保する必要があり、企業の保険料負担や税負担を抑制するための社会保障財源の検討、設備投資を促すための貯蓄増加に向けた取り組みなどが求められている。他方、高齢者の就業意欲を高め、年金給付の支給開始年齢を引き上げる条件を整えるためには、高齢者の健康が多様であり就業できない人々もいることから、年金給付の在り方が就業行動に及ぼす影響と健康政策・医療政策が高齢者の健康や就業に及ぼす影響について検討していく必要がある。

参考文献

¹² 『平成 17 年版 高齢社会白書』第 1 章「高齢化の状況」第 2 節の 2 「高齢者の経済状況」では、高齢者の個人所得の平均は、65 歳以上男性は 303.6 万円、女性は 112.4 万円と、女性は男性の 3 分の 1 強に過ぎず、所得のない者の割合も 65 歳以上の男性 4.4% に対し女性 16.5% と、女性が大きく上回っていることが指摘されている。図 1-2-15)。

- Aghion, Philippe and Peter Howitt(1998), *Endogenous Growth Theory*, MIT Press.
- Barro, Robert J. and Xavier Sala-i-Martin(2003), *Economic Growth*, 2nd ed., MIT Press.
- Bosworth, B.P. and G.Burtless(1998)"Population Aging and Economic Performance", in B.P.Bosworth and G.Burtless, eds. *Aging Societies: the Global Dimension*(Washington DC, Brookings Institution)
- Burtless G.(2002)"Does Population Aging Represents at a Crisis for Rich Societies?" Working Paper prepared for the American Economic Association (Washington DC, Brookings institution)
- Burtless, G.(2004) "Pension Policy in Developed Countries: Assesment of Alternative Reforms in Response to Population Aging", *The Japanese Journal of Social Security Policy*, Vol.3, No.2.
- Campbell,J.Y. and M. Feldstein(2001) *Risk Aspects of Investment-Based Social Security Reform* (Paris, OECD)
- Casey, B. et.al. (2003)"Policies for an Aging Society: Recent Measures and Areas for Further Reform", *Economics Department Working Paper No.369* (Paris, OECD)
- Feldstein, M and J.B.Liebman(2002) *The Distributional Aspects of Social Security and Social Security Reform*(Chicago, University of Chicago Press)
- Foster, M.and MiraDercol, M.(2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s", *OECD Social, Employment and Migration Working Paper No.22* (Paris, OECD)
- Gruber, J. and D.A.Wise(1999) *Social Security and Retirement around the World*(Chicago, University of Chicago Press)
- Gruber, J. and D.A.Wise(2004) *Social Security Programs and Retirement around the World: Micro-Estimation*(Chicago, University of Chicago Press)
- Jones, Charles I.(2002), *Introduction to Economic Growth*, 2nd ed., W W Norton & Co.(香西泰訳「経済成長理論入門—新古典派から内生的成長理論へ」日本経済新聞社)
- Kalisch,D.W. and T.Aman(1998) "Retirement Income Systems: The Reform Process across OECD Countries", *Working Paper AWP 3.4.* (Paris, OECD)
- OECD(2005), *Pension at a Glance, Public Policies around OECD Countries, 2005 Edition* (Paris, OECD)
- Shoven, J.B.ed.(2000) *Administrative Aspects of Investment-Based Social Security Reform*(Chicago, University of Chicago Press)
- The National Social Insurance Board (2003) *The Swedish Pension System Annual Report 2003*
- Uebelmesser, S.(2004) *Unfunded Pension Systems: Ageing and Migration*(Amsterdam, Elsevier)
- 阿藤誠(2000)『現代人口学』(日本評論社)
- 麻生良文(2005)「公的年金改革：積立方式への移行」野口悠紀雄編『公共政策の新たな展開』(東京大学出版会)
- 岩間大和子(2004)「諸外国の二階建て年金制度の構造と改革の動向—スウェーデン、イギリスの改革を中心に」『レファランス』平成16年1月号
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等』(日本経済新聞社)
- 金子能宏・小島克久・山田篤裕(2005)「所得格差の国際動向：経済協力機構の国際比較データから」『我が国の所得格差・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する

研究』平成 16 年度厚生労働科学研究報告書
権丈善一(2004)『年金改革と積極的社会保障政策』(慶應義塾大学版会)
小島晴洋(2003)「イタリアの年金改革」『欧米 6 カ国における年金制度改革の現状と課題』連
合総研ブックレット No.4, (連合総合生活開発研究所)
駒村康平(2003)『年金はどうなる：家族と雇用が変わる時代』(岩波書店)
島崎謙治・宮里尚三(2005)「企業年金をめぐる国際的潮流と企業年金の役割・課題」『海外社
会保障研究』第 151 号
新川敏光・ジュリアーノボリーノ編著(2004)『年金改革の比較政治学』(ミネルヴァ書房)
清家篤・府川哲夫(2005)『先進 5 カ国の年金改革と日本』(丸善プラネット)
高山憲之(2004)『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社
橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』(岩波書店)
府川哲夫(2003)「OASDI の現状と Bush Commission」『高齢者の生活保障システムに関する
国際比較研究』(厚生労働科学研究費補助金・平成 14 年度報告書)
樋口美雄・財務総合政策研究所『日本の所得格差と社会階層』日本評論社
堀勝洋(2005)『年金の誤解』(東洋経済新報社)
松本勝明(2004)『ドイツ社会保障論Ⅱ－年金保険－』(信山社)
宮島洋・連合総合生活開発研究所(2002)『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社

8. 資産格差の国際比較 —ルクセンブルク資産研究の動向—

＜分担研究者＞

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部室長

小島 克久

資産格差の国際比較—ルクセンブルク資産研究の動向—

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

我が国では、所得格差の拡大感が浸透する中、資産格差についても議論がある。我が国では、高山（1980）、橘木（1989）、高山他（1989）、松浦（1993）、高山・有田（1994）等で土地保有を含む資産保有の不平等度が取り上げられている。最近では、大竹（2005）で金融資産格差を取り上げており、金融資産格差は 1984 年から 1999 年にかけて拡大傾向にあるとしている。国際比較については、高山他（1989）に言及があるものの¹、各国のデータを全て入手し、資産の定義等を統一した形という意味での包括的な国際比較についてはあまり行われてこなかった²。その背景として、資産統計について、資産の定義等を統一し、国際比較を個票のレベルで行うことができるような枠組みが整っていなかったためである。そのような中、ルクセンブルク所得研究（以下、LIS）³では、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003 年から必要な検討を進めてきた。その結果、2005 年 12 月に一部の国について個票データベースの整備が済んだβ版が完成し、データが整備された国についての簡単な数値等が速報資料（以下、速報資料）として公表されたところである。

昨年度は、LWS の個票データ整備のための検討状況をまとめたところであるが、本論文では、そのフォローアップとして、その速報資料を元に資産格差の個票データベースの整備状況、個票データが整備された国の資産保有状況等について述べる。なお、我が国は LWS には参加していないため、同じ枠組みでの国際比較はできない。しかし、後者について、我が国のデータを参考資料として掲げることが可能な場合は、これを行うこととする。

2. ルクセンブルク資産研究(LWS)について

LWS は、LIS で行われている所得格差研究とは別の研究グループであり、2005 年 12 月現在で、カナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの 9 カ国の中央統計局や研究機関等が参加している。2004 年 12 月の時点の参加国は、カナダ、キプロス、ドイツ、イタリア、イギリス、アメリカの 6 カ国であったので、その後フィンランド、ノルウェー、スウェーデンが参加したことになる。

LWS が創設された目的は、包括的な資産格差の国際比較を可能にするために、データベースの構築等を行うことである。現在公表されている速報資料は、2006 年公表予定のβ版と呼ばれる個票のデータベースに基づくものである。現在のβ版では、上記の 9 カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカについて 1998～2002 年の個票データが整備されており、その他の国についても、1994～2002 年の個票データを整備して

¹ Wolf(1987),Atkinson・Harrison(1978)を引用しながら、資産保有額のジニ係数はアメリカで 0.72 (1983 年)、イギリスで 0.78 (1972 年) に対し、我が国は 0.52 (1984 年) であり、我が国の資産格差は米英よりも小さいとしていた。

² 太田 (2003) 参照。

³ ルクセンブルク政府と人口・貧困と政策研究センターの後援の下で行われている研究プロジェクトであり、主な国や地域の所得格差等に関する分析を行うことを目的としている。欧米諸国を中心に 25 の国や地

いるところである。なお、2007年には、これらの国の個票データを時系列で整備し（2000～2002年の個票データが整備された国に対して1997～1999年の個票データを整備）、スペインが加わったα版を整備する予定である。それ以降は、時系列での個票データ整備を拡充するとともに（1984～1995年及び2004年の個票データ）、参加国も増やす予定となっている（表1,2）。

今回のβ版では、資産格差等の分析に用いる項目名の統一等が行われている。具体的な変数名は表3の通りであるが、2004年の検討段階と比較して変数の種類が少なくなっている。2004年に各国のデータを検討している段階では金融資産、非金融資産、負債でそれぞれ10種類であったが⁴、個票データベースのβ版では、それぞれ7種類、6種類、8種類となっている（表3）。

このように変数名の統一がなされた9カ国の個票データベースが整備されつつあるが、国際比較のデータベースとしては改善の余地があり、その検討も行うとしている。しかし、今回は、速報資料とはいえ、資産保有の状況等を直接比較できる資料が公表されたことは高く評価することができる。そこでこの速報資料から、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国の資産保有の状況について概観する。なお、我が国はLWSに参加していないこと、変数名の詳細な定義が明確でないことから、我が国の統計数値を単純に掲示することで正確な国際比較を行うことは不可能である。しかし、参考として数値を示すことが可能な場合は、相当すると思われる我が国のデータをあわせて示すことを試みる。なお、我が国の資産統計として、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「住宅・土地統計調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査（貯蓄票）」⁵の公表データを用いることとする。

3. 資産統計の調査項目の比較—LWSの速報資料から—

（1）資産保有の状況

世帯全体の資産保有の状況を見ると次の通りである。資産額から負債額を引いた純資産についてみると、その額がプラスの世帯が各国とも大半を占めている。最も高いのはイタリアの90%であるが、最も低いスウェーデンでも68%となっている。一方で、純資産額がマイナスの世帯の割合は、スウェーデンで27%と最も高く、カナダで20%、アメリカ、フィンランドでそれぞれ19%、15%となっている。イタリアが最も低いが、その水準は3%と他の国々よりも極端に低くなっている。我が国の場合、総務省統計局「全国消費実態調

域が参加（所得データ等を提供）している。我が国は参加しておらず、アジアからは台湾が参加している。

⁴ 金融資産は、現金、要求払い預金、譲渡性預金、貯蓄預金、株式、信託投資、年金基金、生命保険、その他の債権、その他の金融資産の10種類、非金融資産は居住用の住居、他の住居、非居住用住居、事業用資産、貴金属、耐久消費財、自動車、家具、その他の耐久財、その他の非金融資産の10種類、負債は住宅のための借り入れ、他の居住資産のための借り入れ、割賦払いの負債、他の返済による負債、クレジットカードでの支払い、他の負債、親族等からの借金、親族等からの借り入れ（利息付き）、社会保障基金、その他の10種類であった。

⁵ 総務省統計局「全国消費実態調査」は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布等を明らかにすることを目的とした調査である。同「住宅・土地統計調査」は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的とした調査である。厚生労働省「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。毎年、世帯と所得に関する調査が行われているが、3年に1度、貯蓄、健康に関する調査票を加えた大規模な調査も行われており、貯蓄票はその3年に1回のペースで所得票とあわせて調査が行われるものである。なお、所得格差について代表的な統計である厚生労働省「所得再分配調査」では、資産（貯蓄）に関する調査は、現在は行われていない。

査」(1999年)で貯蓄現在高と負債現在高の差の金額階級別の世帯分布(総世帯(単身世帯と二人以上世帯の合計)ベース)が公表されている。その結果で見ると、この差がプラスである世帯は10万世帯中、77,756世帯であり、約78%の世帯が貯蓄で見た場合に、純資産額がプラスの世帯ということになる。一方、この差がマイナスになる世帯は10万世帯中19,142世帯であり、全世帯の約19%となる。

資産の種類別の保有状況を見ると、金融資産はどの国でも大部分の世帯で保有しており、その保有率は、フィンランドの92%が最も高く、以下、アメリカ(91%)、カナダ(90%)と続いている。最も低いスウェーデンでも79%、次いでイタリアでも81%と高い水準になっている。

金融資産の種類別では、まず預貯金については、スウェーデン以外では81~91%と極めて高い保有率で、国ごとの格差がない一方で、スウェーデンでは59%にとどまっている。ただし、スウェーデンでは、株式、投資信託の保有率が他の国に比べて高く、それぞれ、36%、58%となっている。我が国について厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)から貯蓄がある世帯の割合を見ると、88.0%となっており、単純な比較は出来ないが、預貯金の世帯保有率としては、カナダ(88%)に相当する水準となっている。

次に、非金融資産の代表である不動産の保有状況を見ると、居住用の不動産ではスウェーデンの53%を除き、60%台の水準となっている。投資用の不動産については10~20%台の保有率となっている。なお、我が国の持ち家率を総務省統計局「住宅・土地統計調査」(2003年)で見ると、61.2%となっており、単純比較はできないものの、居住用の不動産保有率は、諸外国と比べて遜色がないものと思われる。

そして、負債の保有率を見るとイタリアが20%と他の国よりも極端に低くなっているが、イタリア以外の国では、52~75%となっており、金融資産の保有率に比べ国によるばらつきが大きくなっている。我が国の数値を厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)で見ると、31.8%の世帯で借入れがあると回答しており、イタリアより高く、他の国よりも低い水準に相当している。

さらに、その他の金融資産の保有率は、イタリアの3%からフィンランドの36%まで国による格差が大きい。自動車の保有率はフィンランドで66%と最も低い但他の国では77~85%の水準となっている。なお、我が国の自動車の世帯保有率を総務省統計局「全国消費実態調査」(平成11年)で見ると、二人以上の世帯で84.9%、単身世帯で42.0%となっている(表4)。

(2) 世帯主年齢別の資産保有状況

LWSの速報資料では、世帯主年齢別に見た資産の保有状況に関する図を掲載している。ここでは、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国の状況について概観する。なお、図の元になる数値が公表されていないこと、世帯主年齢の区切り方が我が国の世帯統計と異なることから、我が国の数値を参考に掲げることはここでは行わない。

(a) 純資産総額がプラスの世帯

世帯全体では、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデン以外では高い割合であった。世帯主年齢別に見ると、以下のような傾向が見られる。まず、イタリアで全ての世帯主年齢で80%を超える水準にある。これに対して、他の国々では世帯主年齢25歳未満で最も低く、25~34歳、35~44歳にかけて上昇している。特に25歳未満では、フィンランドの60%強からアメリカの30%強までばらつきが大きくなっている。国によるばらつきは、スウェーデン以外で35~44歳で小さくなり、その後は80%以上の水準で安定している。なお、スウェーデンは世帯主年齢25歳未満以外で最も低い割合となっている(図1)。

(b) 金融資産、負債がある世帯

金融資産がある世帯の割合を世帯主年齢別に見ると、25歳未満のスウェーデン、アメリカと65歳以上のイタリアを除いて、80%以上の保有率となっている。よって、どの世帯主年齢の世帯においても相当に高い割合となっている。その一方で、負債がある世帯の割合を見ると、イタリアで低く、最も高い世帯主年齢35～44歳でも30%程度の割合にとどまっている。他の国について見ると、世帯主年齢25～44歳で高く、それ以降では低下する傾向が見られる。ただし、国による格差があり、アメリカでは世帯主年齢45歳以上では負債がある世帯の割合が低下しており、カナダでも同様の傾向と水準となっている。また、スウェーデンとフィンランドでも世帯主年齢が高くなるほど、負債がある世帯の割合は低下しているが、その水準はアメリカ、カナダよりも低い(図2,3)。

(c)持ち家率

持ち家率について見ると、イタリアでは世帯主年齢25歳未満ですでに50%程度にあり、その上の世帯主年齢でも緩やかに持ち家率は上昇している。イタリア以外の国々では若年の世帯主で持ち家率が低く10～20%程度の水準にとどまっている。しかし、世帯主年齢25～34歳では40～50%程度の水準に急速に上昇しており、世帯主年齢35～44歳でも60～70%の水準へと上昇している。世帯主年齢45歳以上では、スウェーデン以外の国では70～80%程度で安定している(図4)。

4. まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようになる。

- ① 資産格差の包括的な国際比較研究は、これまであまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究(LIS)では、ルクセンブルク資産研究(LWS)の検討グループを設置し、β版と名付けた暫定個票データベースを整備し、2005年12月にこれに基づく速報資料を公表した。
- ② LWSの参加国は2005年12月現在でカナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの9カ国である。しかし、β版では、上記の9カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国について1998～2002年の個票データが整備されている。その他の国についても、順次データを整備する予定である。また、個票データの時系列での整備及び参加国の拡充も予定している。
- ③ β版に基づく資産保有状況(カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカ)についてみると、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデンで低く、マイナスの世帯の割合はイタリアで低い。預貯金はスウェーデンで保有世帯の割合が低いが、そのスウェーデンでは株式や投資信託を保有している世帯の割合が高い。居住用不動産については、スウェーデン以外で60%台の保有率である。
- ④ 我が国はLWSには参加していないが、それぞれ対応する資産項目について調査している官庁統計が複数あり、現段階では、大まかな比較は可能であった。

LWSによる包括的な資産格差の国際比較の枠組みが整いつつあるが、我が国にとって、資産に関する議論が重要な背景の例を挙げると、次のようになる。①我が国では、高齢者が多くの資産を保有していると言われており⁶、その活用について議論することは、少子・高齢化の中で社会保障等の財源を確保するためにも重要な点である。②その一方で、資産保有の状況に大きな格差があり⁷、リバースモーゲージ等の資産活用の仕組みを導入しても、

⁶ 高齢者の資産については、様々な推計があるが、農林中金総合研究所の推計によれば、世帯主年齢50歳以上の世帯で全貯蓄残高の79.4%を、60歳以上では52.9%を占めている(農林中金レポート「個人貯蓄の動向とその影響」2003年5月)。

⁷ 厚生省「平成12年版厚生白書」では、高齢者と資産について分析しているが、高齢者世帯の貯蓄と所得の関係をみると、高貯蓄＝高所得とは一義的にはいえないという多様性が見られるとしており、貯蓄の多

少数の裕福な高齢者に有利な制度の導入の話で終わる可能性もあり、そうした高齢者の資産の活用に係る制度の効果を見ていくという意味から高齢者の資産格差に着目した議論も必要である。③我が国では、高齢者が所有する土地や家屋が相続によって、子どもに受け継がれることが多く、豊かな高齢者からその子どもに資産が移転することは、その子どもの世代の中で、本人の努力によらない部分で格差が広がることにつながる可能性もある。こうした点から、資産格差についてもその状況を把握し、必要な分析を行う重要性がある。今回のLWSによるデータベースの構築は我が国にとっても参考となる資産格差分析のための枠組みを提示してくれるものであるといえる。

そのようなさまざまな視点から資産格差の分析の重要性が考えられる中、国際比較の枠組みが整うことにより、自国の資産保有や格差の相対的な位置を客観的に把握することが可能になる。これにより、自国にとって資産保有の分布の在り方や資産格差は正の必要性の有無といった議論に対して、重要なエビデンスを提供できることができる。今回公表された速報資料は、資産格差の国際比較の難しさを反映してか、暫定的なものとなっている。しかしながら、可能な限り統一された資産の定義の下で比較が可能になったものが出来たこと自体は大変評価できるものである。また、LWSに参加していない我が国にとっても、今後、資産格差の研究をする上で、重要な情報源となりうるであろう。まだ、資産の定義に関する情報や基本的な数値について細かい情報が得られない段階であるが、今後データの整備が行われていく中でこうした情報も得られるようになることが期待される。

さらに、LWSで整備された資産項目で、相当する我が国の統計を示したところ、複数の官庁統計にまたがっていることが明らかになった。このことは、仮に本論文で取り上げた統計の個票データを利用することができ、LWSのデータも利用できた場合に、その国際比較分析は、特定の種類の資産の保有状況、格差に限定される恐れがあることを意味する。仮に、我が国を含めた分析が可能になった時にはこのことに留意する必要があるものと思われる。

(資料)

- 1) 高山憲之(1980年),『不平等の経済分析』,東京経済新報社.
- 2) 橘木俊詔(1989年),「資産価格の変動と資産分布の不平等」,『日本経済研究』vol18,pp.79-91.
- 3) 高山憲之・船岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦(1989年),「日本の家計資産と貯蓄率」,『経済分析』119,pp.1-93.
- 4) 高山憲之・有田富美子(1992年),「高齢者夫婦世帯の所得・消費・資産」,『経済研究』第43巻第2号,pp.158-178.
- 5) 松浦克巳(1993年),「日本の職業別、年齢階層別にみた所得、資産の分布—80年代後半の不平等度の動き」,『日本経済研究』vol24,pp.97-115.
- 6) 高山憲之・有田富美子(1994年),「家計資産の分配とその変遷」,石川経夫編『日本の所得と資産の分配』,東京大学出版会,pp.59-78.
- 7) 大竹文雄(2005年),『日本の不平等』,日本経済新聞社.
- 8) E.N.Wolf(1987),”Estimates of Household Wealth Inequality in the U.S, 1962-1983”, Review of Income and Wealth,33(3)
- 9) Atkinson・Harrison(1978),Distribution of Personal Wealth in Britain, Cambridge U.P..
- 10) 太田清(2003年),「日本における資産格差」,『日本の所得格差と社会階層』(樋口美雄、財務省財務総合政策研究所),日本評論社.

い高齢者世帯とそうでない世帯の存在を指摘している。また、持ち家率については、全世帯平均よりも高いが、低所得層では相対的に持ち家率が低いとしており、ここでも資産保有の多様性を指摘している。

(図表編)

表1 ルクセンブルク資産研究(LWS)データベースβ版整備状況(2005年12月現在)

整備状況	国	調査名(略称)	調査年
整備済み	カナダ	Survey of Financial Security (SFS)	1999
	フィンランド	Household Wealth Survey	1998
	イタリア	Survey of Household Income and Wealth (SHIW)	2002
	スウェーデン	Wealth Survey	2002
	アメリカ	Survey of Consumer Finances (SCF)	2001
整備中	キプロス	Survey of Consumer Finances (CySCF)	2002
	フィンランド	Household Wealth Survey	1994
	ドイツ	Socio Economic Panel Study (German SOEP)	2002
	ノルウェー	Income and Wealth Survey	2002
	イギリス	British Household Panel Study (BHPS)	2000
整備予定	アメリカ	Panel Study of Income Dynamics (PSID)	2001

資料: LWS, "First results from a comparable cross-national wealth study: Luxembourg Wealth Study-LWS" より作成。

表2 LWSデータベースに整備される予定のデータの調査年次

国	整備される予定の個票データの調査年次					
カナダ			1999			1984
キプロス		2002	1999			
フィンランド	2004		1998	1994		
ドイツ		2002			1998	
イタリア	2004	2002	1998	1995	1991	
ノルウェー		2002	1999/1997	1994	1989	
スウェーデン		2002	1999/1997			
イギリス		2000		1995		
アメリカ(PSID)		2001	1999	1994	1989	
アメリカ(SCF)	2004	2001	1998	1995	1989	

資料: 表1と同じ。

注: 1. 太字(灰色の部分)はβ版で整備(2006年公表予定)、斜体字は2007年整備予定(α版)、細字は2007年以降整備予定。

2. α版でスペインが参加予定、その後も参加国を拡張させる予定。

表3 データベースに格納された個票の変数名

金融資産		TFA	負債		TD
預貯金		DA	住宅のための負債		HD
債権		TB	居住用住居のための負債		MG
株式		ST	他の不動産ローン		OMG
投資信託		TM	その他		OHD
生命保険		LI	自動車ローン		VL
他の金融資産(年金資産を除く)		OFA	分割払いによる負債		IL
年金資産		PA	教育ローン		EL
非金融資産		TNF	その他金融機関からの負債		OL
居住用住居		PR	その他非公式な負債		ID
投資用不動産		IR			
事業資産		BE			
自動車		VH			
耐久消費財等		DR/CL			
他の非金融資産		ONF			

資料: 表1と同じ。

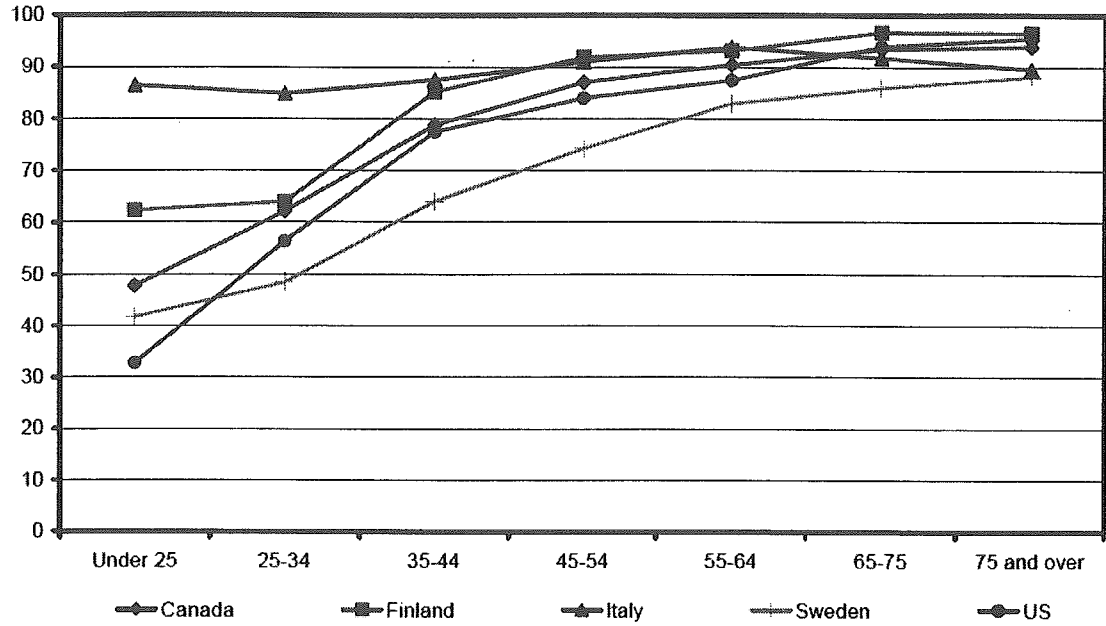
注: アルファベットは個票データの変数名を表す記号。

表4 国別に見た資産・負債保有世帯割合

	カナダ 1999年	フィンランド 1998年	イタリア 2002年	スウェーデン 2002年	アメリカ 2001年	(参考)日本	
						割合	出所
純資産総額 (>0)	77	83	90	68	77	77.756	総務省統計局「全国消費実態調査」(1999年)。貯蓄-負債現在高別の世帯分布(10万分比)。総世帯(単身世帯と二人以上世帯の合計)ベース
純資産総額 (=0)	3	2	8	5	4		
純資産総額 (<0)	20	15	3	27	19	19.142	
金融資産	90	92	81	79	91		
預貯金	88	91	81	59	91	88.0	厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)から貯蓄がある世帯の割合
株式	11	33	10	36	21		
投資信託	14	3	13	58	19		
債権	14	3	14	16	19		
不動産	62	67	71		68		
居住用不動産	60	64	69	53	68	61.2	総務省統計局「住宅・土地統計調査」(2003年)による持ち家率
投資用不動産	16	27	22	14	17		
負債	68	52	20	70	75	31.8	厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)から借入れのある世帯の割合
住宅のための負債	41	28	10		46		
他の金融資産	13	36	3	17	9		
自動車	77	66	80		85	84.9%(二人以上の世帯)、42.0%(単身世帯)	総務省統計局「全国消費実態調査」(平成11年)

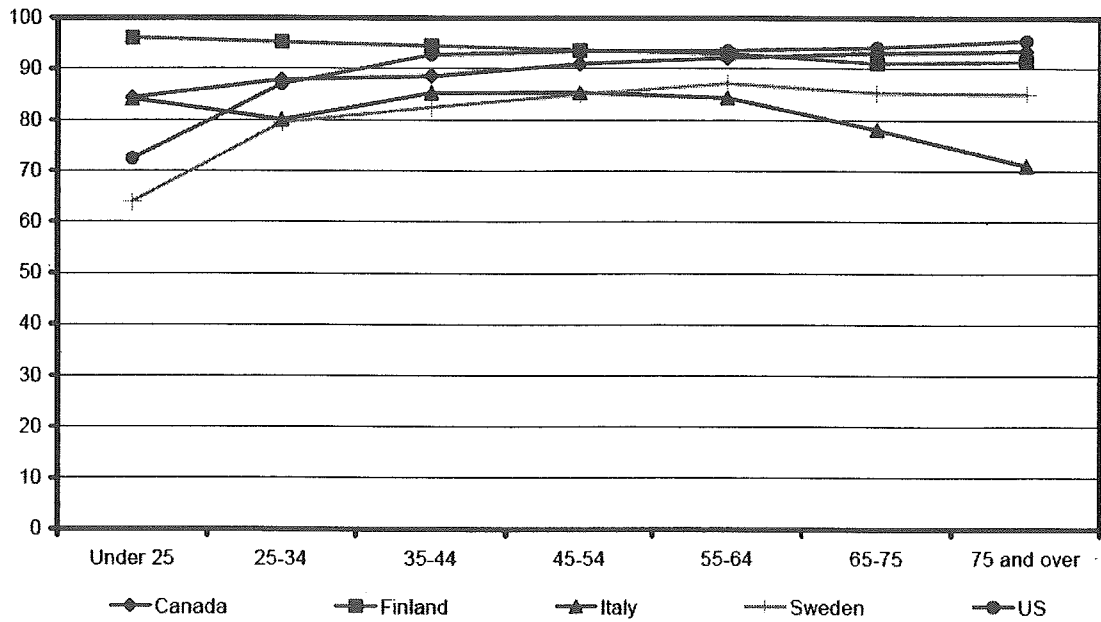
資料: 表1と同じ。なお日本は、総務省統計局「全国消費実態調査」、「住宅・土地統計調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

図1 世帯主年齢別に見た純資産総額がプラスの世帯の割合



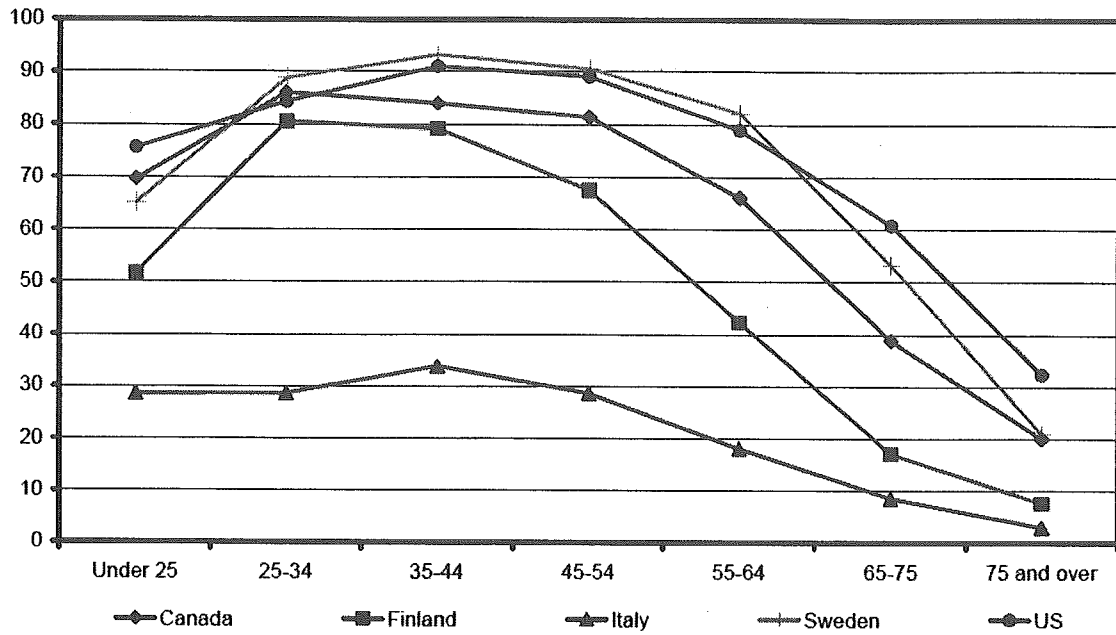
資料: 表1と同じ。

図2 世帯主年齢別に見た金融資産がある世帯の割合



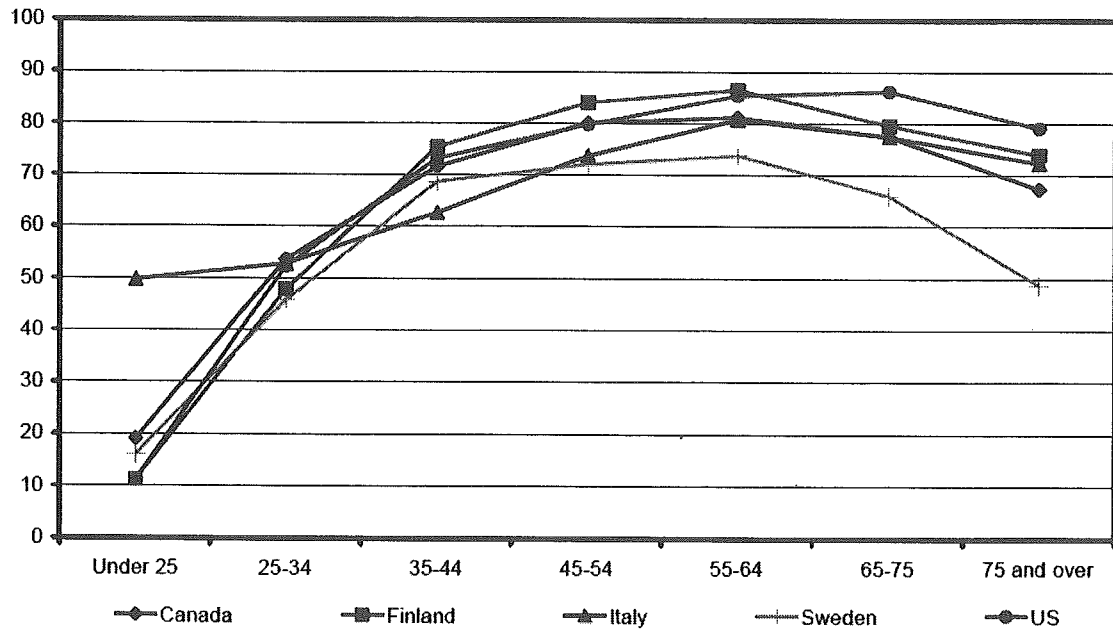
資料: 表1と同じ。

図3 世帯主年齢別に見た負債がある世帯の割合



資料: 表1と同じ。

図4 世帯主年齢別に見た持ち家率



資料: 表1と同じ。

9. 所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動
—日本人のリスクに対する行動に関する文献展望—

＜分担研究者＞

東京大学大学院経済学研究科助教授 澤田康幸

＜研究協力者＞

東京大学大学院経済学研究科(現代経済専攻) 能勢咲耶

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動

：日本人のリスクに対する行動に関する文献展望

能勢咲耶（東京大学大学院経済学研究科修士課程（現代経済専攻））

澤田康幸（東京大学大学院経済学研究科）

はじめに

日本は地震や津波、台風や洪水、火山噴火など歴史的に多くの災害を経験してきた。近年でも、新潟中越震、2005 年の相次ぐ台風、2005 年度の冬は歴史的な大雪に見舞われ、100 人以上の死者を出すにいたっている。また、自然災害だけではなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は予期せぬ様々なリスクに直面している。日本の家計が直面するリスクに対して、どのように行動してきたかを展望することがこのレポートの最大の目的である。

ここで、まず、リスクの定義をしておきたい。林（2003）では、防災学の分野では地震や津波、台風やハリケーンといった人々の脅威と成り得る外力のことをハザードと呼んでおり、そのハザードが生み出す悪影響のことを「リスク」と定義している。このレポートでは、①日本と自然災害によって生み出されるリスク②日本人が国内で直面するリスクに対してどのように対処するか、の 2 点に注目する。

1. 自然災害によって生み出されるリスクと日本

日本は地震や津波、台風や洪水、火山噴火など歴史的に数多くの災害を経験してきた。しかし、その日本においても、巨大リスクを取引し、軽減してゆくための保険市場が未発達であるという点を Sawada and Shimizutani(2004)では指摘している。1995 年に起こった阪神淡路大震災の被災世帯のミクロデータを分析することにより、地震がもたらしたリスクに対し、有効な保険手段を持たなかったことを示している。そのため、巨大リスクに対する政府が果たしうる役割は重要となってくる。基本的に、政府の果たす役割はリスクに対する「事前」「事後」の保険機能を提供することである。日本は歴史的に災害が多いことから、防災に関する法制度整備や防災計画策定などの制度構築など、高い災害対応能力を備える国となっている。日本の経験に基づく災害対応能力は、日本以外の国、特に発展途上国のリスク対応能力・抵抗力を向上させることに貢献できると考える。

2 日本人はどのようにリスクに対処するか

2-1 家計のリスク対処戦略

この節では、家計がリスク管理戦略¹によっても避けることができない多くの事後的なショックに直面したときに、どのようにリスクに対応するかという「リスク対処戦略」を

¹ リスク管理戦略とは、不確実性が実現する前の段階で所得の分散を現象させるために行われる行動と定義される。Morduch(1995)ではこのような戦略を所得平準化と呼んでいる。

考える。リスク対処戦略は澤田（2000）によると、所得変動を所与のものとして、消費変動を削減させるような戦略と定義されている。

黒崎・澤田（1999）は、このようなりスク補填戦略として、（1）自己保険（2）家計構成員及び親類・隣人や友人からの非公式な送金等による相互保険、と2つの一般的な例を挙げている。特に、自己保険による家計の消費平準化行動は、

① 消費支出の削減（消費内容の変更・奢侈財消費の削減）

② 資金借入

③ 自己の所有する実物資産の売却

④ 人的資産の活用

⑤ 利他的に結びついた家族。親類からの送金

の5点に便宜上まとめられる。

2-2 日本人がどのようにリスクに対処するか

チャールズ・村上・小原（2002）は、家計研パネル調査の第10年度調査からの個票データを用いて、日本人がリスクにどう対処するかについて明らかにしている。日本人は、予期出来ない出来事が発生したときには主に自分に頼り、市場、家族・親戚・友人、政府にもある程度頼る。日本人にとっては、家族が公的機関・専門機関の次に重要な相談相手であり、家族には精神的には頼るが、経済的にはそれほど頼らない。また、リスクへの対処法として、主に貯蓄の取り崩しに頼り、保険、経済的援助、借り入れにもある程度頼るが、出来事によって対処法が大きく異なることを示した。また、チャールズ・村上・小原（2004）は（2002）と同様の分析を行い、「日本人はリスクに十分備えており、予期出来ない出来事が起きても、生活を引き締めなくてもすんでいるが、主として自己保険（貯蓄）に頼っており、他人にはそれほど頼っていない」という結論を明らかにしている。

このことから「日本人は主に自分の貯蓄の取り崩しによってリスクに対処し、借り入れ、保険などにはそれほど頼らない」ということが分かった。しかし、自己保険は非効率的であり、借り入れ市場、保険市場、社会保険制度などが完備していないがために、人々が自己保険に頼っているのだとしたら、これらの市場・制度を整備するべきであり、整備することによって人々の効用を高めることができる、との政策的インプリケーションを得ることができる。

2-3 失業リスクに対する日本人の行動

90年代、日本の家計が直面した最大のリスクは失業である。失業リスクに対する予備的な貯蓄行動を捉えた分析は数多く行われてきたが、失業により貯蓄がどのように利用されるかを分析したものは非常に少なかった。これは、家計の失業の情報と経済状況、特に資産状況が分かるデータが極めて少ないためである。

そんな状況の中、小原（2005）では、失業が増加した時期の日本家計のデータ、主に優勢総合研究所の『家計と貯蓄に関する調査』を用いて分析した。その結果、家計を担うものの失業という所得ショックに対して、家計が貯蓄ではなく消費を抑制することで対応していることを予測した。これにより、失業が急増した1990年代半ば以降、日本家計の貯蓄率が大きく低下した可能性は低い。これは、貯蓄という自己保険を使って消費の平準化を図るのではなく消費水準を抑制させているのだとすれば、失業ショックが家計構成を大きく低下させる可能性がある、と指摘しており興味深い。

この状況を理論的に「確率的な所得のもとでの消費平準化の問題」として捉えることができる。消費平準化の議論はミクロ的基礎付けのあるマクロ経済学における標準的なトピックの一つである。ここで、1990年代の失業は予期せざる失業であったと仮定する。この場合、家計を担うものの失業は家計の恒常所得を低下させる。その結果、消費の平準化が行われ、今期の消費は減少するというシナリオを描くこともできる。

次に、失業というリスクに対して、社会的な整備がどの程度なされているか、そしてその効果について簡単に検証したい。小原（2002）では、失業給付制度と失業期間の関係について見当し、失業給付は再就職のインセンティブを抑制し、失業期間を長期化させることを示した。また、玄田・中田（2002）では、（1）失業給付受給者は非受給者よりも再就職率が低く失業期間は長い（2）受給者は給付が終了する最後のヶ月で再就職する（3）2の影響は失業期間が大きいことが分かった。この3つの結果は、失業給付制度が失業者に対してモラルハザードの問題を引き起こしていることを指摘するものである。

また、失業給付は離職後再就職するもののうち、失業状態を経るのは約50%であり、このうち失業給付を受給するのは40%足らずである。失業給付の受給者は、女性・若年・学歴の低いものに多いが、同時に離職前の所得が高かった者にも多い。つまり、失業リスクに対して、失業給付は失業者のモラルハザードを引き起こす可能性が高く、さらに、失業給付の低カバー率から適切に再分配がなされているとは言い難い。

また、夫の失業リスクと妻の労働供給の関係について考えたい。小原（2004）では、夫が失業しても、妻は労働供給を殆ど増加させないことを示した。しかし、更なる分析の結果、有業の妻が労働時間を変化させることはないとしても、無業の妻が実際に就職するか求職活動を始めるという、労働市場参加を促す可能性があることが分かった。この結果は、夫の将来の失業リスクが高い家計において顕著である。これは、リスクへの対処戦略④の人的資本の活用、と解釈することもできる。

まとめると、日本において、災害などのリスクに対してはある程度予期されたリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高いと考える。よって、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとる。しかしながら、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を、恒常所得の低下ととらえる。消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かる。

参考文献

- チャールズ・ホリオカ、村上あかね、小原美紀（2004）「デフレ時代における対処法」『女性達の平成不況』日本経済新聞社 235-261 項
- チャールズ・ホリオカ、村上あかね、小原美紀（2002）「日本人はリスクにどう対応するのか？」『停滞する経済、変動する生活』家計経済研究所 45-60 項
- 玄田有史・中谷喜文（2002）「リストラと転職のメカニズム」東洋経済新報社 195-210 項
- 林春男（2003）『いのちを守る地震防災学』岩波書店
- 小原美紀（2005）「失業と家計貯蓄」未公刊
- 小原美紀（2002）「失業手当の受給実態」『日本労働研究雑誌』2002年特別号 38-52 項
- 黒崎卓・澤田康幸（1999）「発展途上国農村における家計の消費安定化—パキスタンの事例を中心に—」『経済研究』50巻2号, 155-168
- 澤田康幸（2000）「経済発展プロセスにおける動学的貧困問題：既存研究の整理と展望」東京大学大学院総合文化研究所
- Morduch, J., "Income Smoothing and Consumption Smoothing," *Journal of Economic Perspectives* 9, 103-114, 1995.
- Sawada, Y. and S. Shimizutani, "Consumption Insurance against Natural Disasters: Evidence from the Great Hanshin-Awaji (Kobe) Earthquake," *Applied Economics Letters*, forthcoming.

IV. OECDにおける所得格差比較研究に関する資料

「1990年代後半におけるOECD諸国の所得分布と貧困」

Michael Forster and Marco Mirad'Ercole著

(OECD教育雇用社会局上席研究官)

訳

<分担研究者>

京都大学大学院経済学研究科 橋木俊詔

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 金子 能宏

社会保障応用分析研究部部長

慶応大学経済学部助教授

山田 篤裕

国立社会保障・人口問題研究所

小島 克久

社会保障応用分析研究部室長

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

OECD 社会、雇用および移民に関する研究報告書第 22 号
1990 年代後半における OECD 諸国の所得分布と貧困

Michael Forster¹ and Marco Mira d'Ercole²著
橘木俊昭³・金子能宏⁴・山田篤裕⁵・小島克久⁶訳

無断転載しないで下さい。

この翻訳を引用する場合には、本研究事業の主任研究者
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部）
まで、ご連絡下さい。

連絡先：yoshihiro-kaneko@ipss.go.jp

- 1 経済協力開発機構雇用・労働及び社会政策局
- 2 経済協力開発機構雇用・労働及び社会政策局
- 3 京都大学大学院経済学研究科教授
- 4 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長
- 5 慶應義塾大学経済学部助教授
- 6 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 3 室長

雇用労働社会問題理事会

OECD の社会、雇用および移民に関する研究報告書

本シリーズは OECD 内で使用するために作成された労働市場、社会政策および移民に関する研究報告をより広い読者層に提供することを目的としています。通常、著作はグループで行われていますが、主要著者の名前が記載されています。入手できる報告書の言語は通常、原語（英語かフランス語）に限られており、概要は他の言語で入手できます。

本シリーズに関する意見がありましたら、以下の宛先にお寄せください。

Directorate for Employment, Labour and Social Affairs, 2 rue Andre-Pascal, 75775 PARIS
CEDEX 16, France

本書で用いられている意見や主張は著者が責任を負うもので、必ずしも
OECD の意見を表明するものではありません。

本資料の全部または一部の複製もしくは翻訳の許可申請については以
下にお申し込みください。

Head of Publications Service
OECD
2, rue Andre-Pascal
75775 Paris, CEDEX 16
France

Copyright OECD 2005